

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に関すること

○全学体制としての教職支援センター

教職支援センターは、教育基本法の理念を踏まえ、本学の建学の精神である「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づいた教育の中で、資質・能力の高い教員(保育士)の養成に寄与することを目的に設置しています。また、教育免許状の取得希望者に対する修得単位数の確認や教育実習(保育実習)の企画・運営などを実施しています。

○教職を目指す学生に対する取り組み

教職支援センター運営委員会が中心となり、教育免許状の取得希望者全員を対象に教職課程における各種ガイダンスや教育免許状の取得支援を行っています。

また、教育実習参加を希望する学生に対しては、必要な単位の修得の確認の他に、教育実習に参加できる資質を十分持っているかを判断するために、「5分プレゼン試験」を行っています。この試験は学生に対して、実習希望校の紹介や自分が教員として向いているところ、実習における課題意識などを口頭で述べてもらう試験であり、この試験により、学生の参加意欲や実習に対する知識、および話し方等が適切であるかを判断します。これらの試験により教育実習に参加する学生の資質向上を目指しています。

さらに、教育委員会と連携し、教員採用説明会を学内で実施したり、石川県教育委員会が主催する教員としての心構えや授業づくりを身に付けるための「いしかわ師範塾」への参加を促したりしています。

この他に教員採用試験突破を目指すCDP(キャリアディベロップメントプログラム)を開設し効率的に合格に向けて学習できるようサポートしています。